

一管区水路通報第 1 0 号

平成 1 8 年 3 月 1 0 日

第一管区海上保安本部

=====

第 7 5 項	北海道南岸	函館港	掘り下げ作業
第 7 6 項	北海道南岸	函館港	小型船舶操縦訓練
第 7 7 項	北海道南岸	恵山岬北西方	灯台廃止
第 7 8 項	北海道東岸	羅臼港付近	アザラシ有害駆除捕獲
第 7 9 項	北海道東岸	知床岬北東方	照明弾発射訓練
第 8 0 項	北海道西岸	小樽港	航泊禁止解除

=====

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。
インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>
FAX番号 0134-32-9319 (情報ボックス)
100#:最新号、1~50#:バックナンバー (数字は号数)
0134-27-6190 (ポーリングサービス)

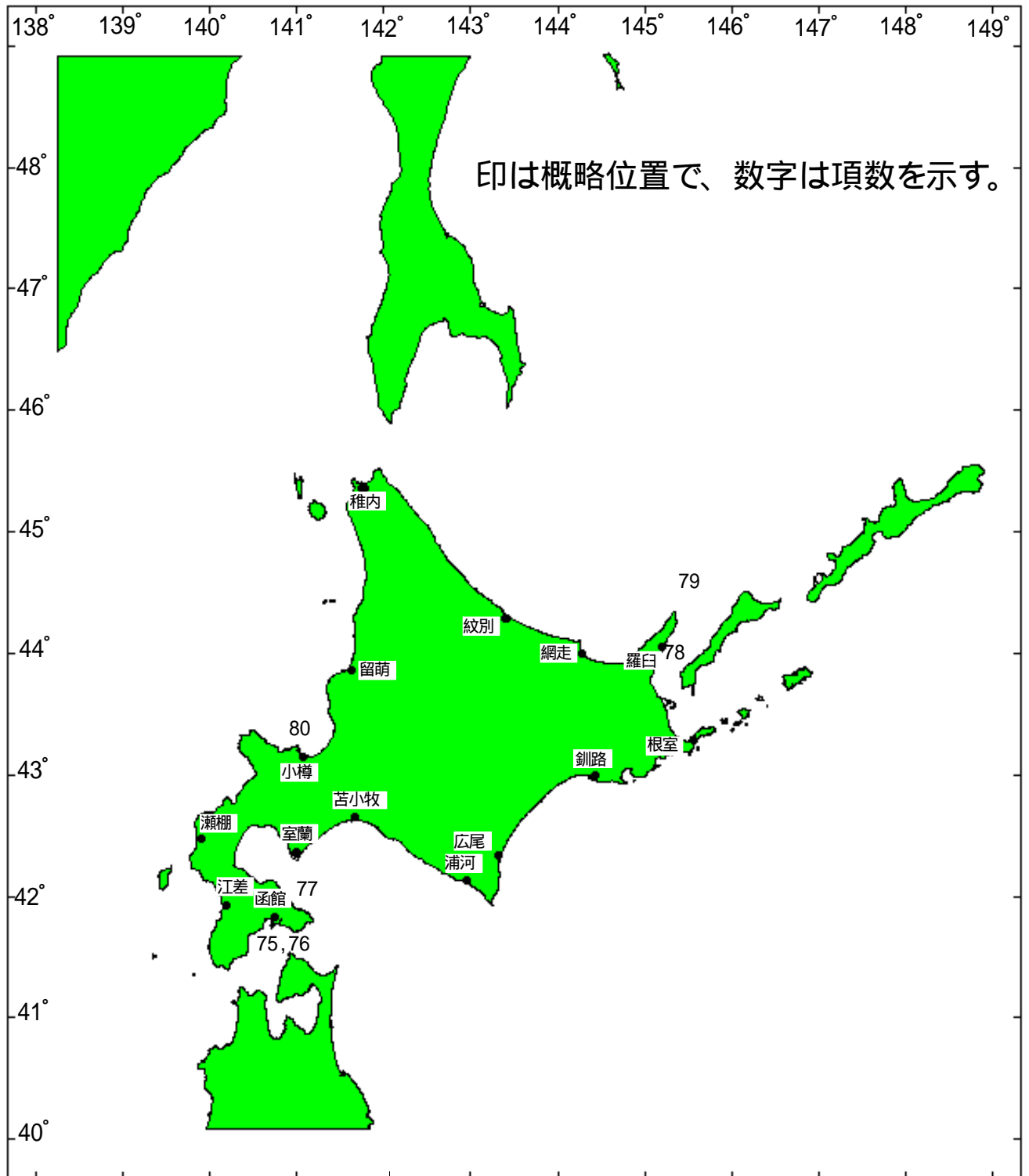
一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記どうぞ。

=====

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎(5階)
TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301
メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

=====

索引図



18年75項 北海道南岸 - 函館港、第1区 掘り下げ作業

下記区域で、浚渫船による掘り下げ作業が実施される。

期間 平成18年3月13日～20日

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (1) 41-46-30.0N 140-42-30.5E
- (2) 41-46-30.0N 140-42-27.0E
- (3) 41-46-32.9N 140-42-27.0E
- (4) 41-46-32.9N 140-42-30.5E

海図 W6

出所 函館港長



18年76項 北海道南岸 - 函館港、第3区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、実習船(5m型)による小型船舶操縦訓練が実施される。

期間 平成18年3月10日～22日 日出～日没

標識 浮標(3基)を設置

海図 W6

出所 函館港長



18年77項 北海道南岸 - 恵山岬北西方、白尻港 灯台廃止

白尻港西防波堤灯台(41-56.1N 140-56.6E概位)は、廃止された。

海図 W17

参照書誌 411 0044番

出所 第一管区海上保安本部交通部

18年78項 北海道東岸 - 羅臼港付近 アザラシ有害駆除捕獲

下記区域で、銃器を使用するゴマフアザラシ有害駆除捕獲が実施されている。

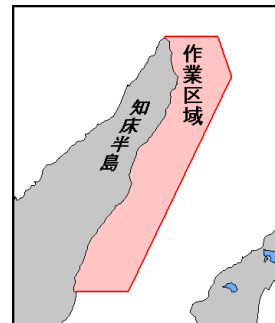
期間 平成18年4月29日まで

区域 下記5地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域

- (1) 44-20.7N 145-19.7E (知床岬先端)
- (2) 44-20.7N 145-28.1E
- (3) 44-16.2N 145-30.3E
- (4) 43-51.8N 145-14.1E
- (5) 43-51.8N 145-05.8E (植別川河口)

海図 W42

出所 羅臼海上保安署



18年79項 北海道東岸 - 知床岬北東方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期間 平成18年3月21日(予備日22日) 1000～1700

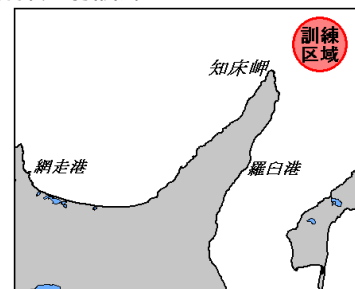
区域 44-25.3N 145-32.5Eを中心とする半径5Mの円内海域

標識 国際信号旗「UY」掲揚

警戒 自船警戒

海図 W42

出所 羅臼海上保安署



18年80項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 航泊禁止解除

一管区水路通報18年7号51項削除

小樽港長公示第1号(平成18年2月10日)による一般船舶の航泊禁止は解除された。

海図 W5

出所 小樽港長公示第2号(平成18年3月8日)